

【附属機関名称】 会議概要

会 議 名	令和元年度足立区地域保健福祉推進協議会 第2回介護保険・障がい福祉専門部会 (足立区地域密着型サービスの運営に関する委員会)
事 務 局	向井介護保険課長 橋本高齢福祉課長 千ヶ崎地域包括ケア推進課長 杉岡障がい福祉推進室長 小山障がい福祉課長 江連障がい福祉センター所長 絵野沢足立福祉事務所長 秦福祉管理課長 島田絆づくり担当課長 山杉衛生管理課長 柳瀬足立保健所中央本町地域・保健総合支援課長 埴介護保険係長
開催年月日	令和元年11月6日(水)
開催時間	14時00分開会～16時00分閉会
開催場所	足立区役所本庁舎8階 特別会議室
出席者	諏訪 徹 副会長 奥野英子 副副会長 白石正輝 委員 にたない和 委員 岡安たかし 委員 浅子けい子 委員 銀川ゆい子 委員 中村輝夫 委員 小川 勉 委員 福岡靖介 委員 橋本飛鳥 委員 細井和男 委員 名久井昭吉 委員 小久保兼保 委員 鈴木真理子 委員 秋生修一郎 委員 中村明慶 委員
欠席者	酒井雅男 副副会長 早川貴美子 委員 湊 耕一 委員 加藤仁志 委員 重田 穂 委員 江黒由美子 委員 今井伸幸 委員
会議次第	別紙のとおり
資料	【資料1】地域密着型サービスを行う事業者の新規指定及び更新指定について 【資料2】介護のしごと相談・面接会の実施及び実施結果について 【資料3】平成30年度介護保険事業の実績について 【資料4】足立区高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画の策定に向けた高齢者等実態調査の実施について 【資料5】介護サービス事業所の指定取消しについて 【資料6】足立区障がい福祉関連計画の策定に向けた障がい者等実態調査の実施について 【資料7】足立区孤立ゼロプロジェクト推進活動の進捗状況について
その他	

(諏訪部会長)

それでは、ただいまから第2回の介護保険・障がい福祉専門部会を始めたいと思います。どうぞご協力よろしくお願ひします。

先ほど司会からございましたように、まずは、地域密着型サービスの運営に関する委員会という形で、報告事項1について説明いただいて、質疑応答をするという形で進めたいと思います。その後、部会として行っていくという形になります。

【「地域密着型サービスの運営に関する委員会」は非公開】

※資料1の報告については、個人情報や事業所の経営状況が含まれているため、地域密着型サービスの運営に関する委員会設置要綱第1条の規定により、非公開となっています。

それでは、部会としての報告事項に入っていくしたいと思います。

まず、報告事項の1から6までを順次ご説明いただいた上で、ご質問、ご意見をお受けするという形で進めていきたいと思ひます。

報告事項1については高齢福祉課の橋本課長から、2から4までは介護保険課の向井課長から、5については障がい福祉課の小山課長から、6については絆づくり担当の島田課長から説明という形になりますが、よろしくお願ひします。

(橋本高齢福祉課長)

それでは、資料の2をごらんください。

高齢福祉課長の橋本でございます。よろしくお願ひします。

私からは、介護のしごと相談・面接会の実施及び実施結果についてご報告をさせていただきます。

今日でございますけれども、11時から2時まで、先ほどまでシアター1010のほうで、2回目の相談・面接会を開催させていただきました。

参加事業者につきましては、3番のとおりでございます。居宅系が14社、施設系が13社でございます。

概要、また、周知方法については、4番、5番のとおりでございます。

また、6番が、前回7月11日に行いました、1回目の結果になります。参加人数につきましては90名、また、2番が面接者数ですけれども、これは延べ人数で160名でございます。うち44名が、後日の面接のほうにつながりました。結果13人が、採用されたというふう聞いています。

また、希望する雇用形態につきましては、(3)番のとおりでございます。

私からは以上でございます。

(向井介護保険課長)

続きまして、報告事項の(2)から(4)、介護保険課長の向井から説明させていただきます。

まず、2、平成30年度介護保険事業の実績についてでございます。

資料3と書かれているものをごらんいただきたいと思います。

「平成30年度介護保険事業の実績」、「あだちの介護保険」、これとは別に冊子でピンク色の表紙の冊子をお付けしましたが、これができ上がりましたので、それを踏まえて、特徴的な部分について、ご報告させていただきます。

まず、1、第一号被保険者及び保険料でございますが、記載のとおりでございます。被保険者数は17万、収納額、収納率とこの記載の数字でございます。

また、認定状況でございますが、30年度末

の要支援・要介護認定者数は3万5,000人ほどでございます。

保険給付状況につきましても、介護サービス事業者数2万8,323、保険給付費、ごらんのとおりでございます。

下にグラフが書いてございますが、右肩上がりで被保険者数、高齢化率等も上がってきておりますが、30年度、31年度を見る限りにおきましては、ほぼ横ばいではございますが、ただ、やはり傾向として、これが当面また横ばい、もしくは緩やかな右肩上がりと想定できますので、今後もそれを踏まえた、さまざまな施策を考えなければいけないと思っております。

続きまして、次の資料の4でございます。

「足立区高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画の策定に向けた高齢者等実態調査の実施について」でございます。

今年度第7期の介護保険事業計画のちょうど折り返しを迎えたところでございます。3年計画ですので、もう次の令和3年度からの第8期計画及び高齢者保健福祉計画を考えていく段になりましたので、まず、その初めの基礎資料とするために、高齢者等実態調査を行います。まだ、その中身についての詳細はでき上がっておりませんが、スケジュール的なものを今回報告させていただきます。

各調査の趣旨と概要を表に書いてございますように、従来と経年変化も見ると、同じような項目の調査もいたします。アの介護予防・日常生活圏域ニーズ調査から始まりまして、次のページのケのサービス、サ高住ですね、サービス付高齢者向け住宅実態調査と、これだけの種類の調査をいたします。

調査の趣旨、調査の概要につきましては、こちらに記載させていただいております。

今後、2ページ目の2、主なスケジュールでございますが、この調査項目を決まった上で、調査票の発送は12月を予定してございまして、それを分析し、その調査結果というのが、年度が変わったあたりで完成しますので、そこで調査結果報告、議会を初め、この推進協議会のほうでもお話しさせていただいた上で、それを踏まえて、いよいよ高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画第8期の策定に向けて中間報告、パブコメ、最終報告、最終報告は、令和3年の3月ですが、こういったスケジュールで進めていきたいと考えてございます。

スケジュール等についてのご報告でございます。

続きまして、資料5をごらんください。

資料5、「介護サービス事業者の指定取消しについて」でございます。

これにつきましては、介護サービス事業者の指定取消しということは、新聞等でも載った部分でございますので、ご案内の委員の皆様もいらっしゃると思いますが、協議会等のタイミングですと、報告させていただくのが、今回になりました。

書かれておりますように、事業者名はケアコネクトという、辰沼二丁目に事業所があった事業者でございます。

5番、サービス種別は居宅介護支援ということで、規約欄等うたっている事業者でございました。

処分の内容でございますが、指定を取り消いたしました。指定取消日は、本年の7月25日、指定取消しになった後も、そこでサービスを受けている方の受け皿等を調整する必要がございましたので、効力の発生日は9月1日でございます。

処分の理由でございますが、(1)不正請求でございます。運営基準上、減算すべき居

宅介護サービス計画費を意図的に減算せずに、勘違いとかそういうのではなくて、明らかに意図的というのが判明するわけですが、そういった介護報酬を請求した。それから、虚偽報告、実地指導について、そういった端緒が判明しましたので、その辺について、こちらのほうも、いろいろ事情を聞いたりしておったわけですが、そのときに、虚偽の記録を作成し、または、その後、ちょっとかなりつじつまが合わない部分もございましたので、監査に入りましたが、そのときの書類につきましても、意図的に隠蔽した事実が確認できました。

資料をめくっていただきますと、さらにそれを踏まえて、そういった聞き取り調査を行ったときにあった書類が、そんなのは作成していないとか、その辺の虚偽の答弁を行ったということで、きわめてそのいろいろ話を聞く機会の中でも、隠蔽的なものとか虚偽のものとか、悪質と見られましたので、区としても、指定取消しを行ったところでございます。

9番、不正受領額の返還決定額につきましては、192万余でございます。

また、先ほどもお話ししましたように、プレスリリース等で公表いたしましたので、日刊紙2紙にも記事が掲載され、区のホームページ等でも公表したところでございます。

備考でございますが、今回何で区で取り消しの処分を行ったかといいますと、従前、平成30年4月1日までは、居宅介護支援事業者の指定権限は東京都にあったのですが、それが、区に権限移譲されました。それに先立ちまして、区では全ての居宅介護支援事業者に対して、順次計画的に2年間で実施をしている中で、こういった事実が発覚したので、この不正が明らかになった居宅介護支援事業者に対して、やはりこれは区の権限となった

ということも踏まえまして、しっかりとやはり処分をしなければいけないということで、足立区として初めての指定取消しを、恐らくこれは隔々まで確認しているわけではございませんが、平成30年度、都から区へ権限移譲された中では、23区では、これは足立区が初めての処分、取り消し、市も入れると、幾つかあると聞いてございますが、こういった指定取消処分に至ったわけでございます。

私からは以上でございます。

(小山障がい福祉課長)

障がい福祉課長、小山でございます。よろしく願いいたします。

私からは、資料6(差替え版)、本日机上のほうに配付させていただいた資料、こちらのほうをご説明申し上げたいと思います。

件名、「足立区障がい福祉関連計画の策定に向けた障がい者等実態調査の実施について」でございます。所管部課は、記載のとおりでございます。

障がいにおきましても、計画年度が令和3年から令和5年度までの3カ年における第6期障がい福祉計画と、それから、第2期障がい児福祉計画、こちらを策定する予定でございます。それらにつきましては、私ども、実態調査のほうを今回初めてやらせていただきたく、そちらのことになります。

実態調査の内容でございますけれども、

(1)は障がい者(児)調査でございます。区内在住の障がい者、障がい児の保護者、3,000名、こちらを対象に調査させていただきます。調査項目、日常生活、それから、日ごろの活動、就労、それから、サービスをどの程度ご利用させていただいているか、また、そもそもどういったご要望があるか、こういったところを調査させていただきます。

2番、事業所アンケートでございますけれども、こちらにつきましては、区内に所在す

る障がい福祉サービス事業者・施設ということで、障害者総合支援法、こちらの指定を受けている事業者、こちら全て対象にした調査を想定してございます。調査項目につきましては、経営状況、連携状況、それから地域における活動、災害対策、こちらのほうを予定してございます。

この調査につきましては、これらの計画の中では、主な障がい者団体、それから、障がいのほうを担っている主な法人、それから、そういった障がい者のほうを受けられている特別支援学校、そちらのほうのヒアリングという形を用いまして、計画を策定してきたところでございますが、今回は、今ご説明申し上げたような、1と2、こちらの実態調査を新たに取り入れさせていただき、より実情を反映した計画、こちらのほうをつくってまいりたく考えてございます。

スケジュールにつきましては、令和元年10月以降、調査について令和2年の3月までに調査報告書、結果報告書のほうを作成目途とさせていただき、令和2年4月以降につきましては、調査結果に基づく実際の計画策定、また、その手続、手順におきましては、パブリック・コメント、また、こういった推進協議会、議会等の報告、そういったことを含めて、令和3年4月に向けた策定のほう、予定させていただいているところでございます。

また、調査につきましても留意事項、4番に記載してございますけれども、同時期に行われる、今、向井のほうからもご説明申し上げたように、対象者のほうが高齢者、それから障がいを有する方、こちらのほう重複してくる可能性がありますので、それぞれの調査票が同タイミングで届いて、受け取った区民の方が、混同しないようなタイミングで進めていくといったところが1番、それから、2つ目としましては、三障がい、障がいといっ

ても、知的・身体、それから精神、こういったところございますので、この手帳所有者数、こちらと、それから年齢構成、こちらのほうをくまなく、漏れなくご回答いただけるよう、調査対象の絞り込みのほうも、こちらのほう、忠実にやらさせていただき予定してございます。

私のほうからは以上でございます。

(島田絆づくり担当課長)

それでは、続きまして、絆づくり担当課、島田から、資料7のほうですね、「足立区孤立ゼロプロジェクト推進活動の実施状況」をご説明させていただきます。

定期的に説明させていただいておりますが、まず1つ目でございます、孤立ゼロプロジェクト推進活動実施町会・自治会につきまして、8月末現在の状況でございます。調査終了、1回目は既に30年3月末に終了しておりますが、2回目以降が、324団体となりまして73.6%、前回よりも17団体、前回は7月10日にこちらでご説明させていただいた5月末現在でございますが、3カ月たちまして17団体、3.8ポイント進めさせていただいた状況です。

2番目が、高齢者実態調査実施状況でございますけれども、孤立なしと判断できたのが73.1%、3万3,914世帯、調査実施世帯が4万6,388ということで、孤立のおそれがあるA、それからB入院・不在、C不同意というところで、実態調査を町会・自治会等に行っていたところ、ABCと出たところにつきまして、3番目の調査世帯のその後の対応というところにまいりまして、そのAとBとCを足すと、1万2,747世帯となりますが、そちらについて、包括支援センターに調査をまた再びさせていただくという形になっておりまして、その結果が、右手の表に、地域社会や支援につながったという枠にな

りますが、こちらが、こちら、円グラフで地域社会や支援につながったというところがちょっと小さい表示でございますが、32.4とありますが、足し算をしますと、32.3でございます。失礼いたしました。32.3%が地域社会や支援につながった。前回の報告よりも58世帯、トータルで4,036世帯が、地域社会や支援につながったはずとなっております。

裏面あけていただきますと、4番目で、わがまちの孤立ゼロプロジェクトというのがございます。この実態調査をきっかけに、地域で引き続き、地域の方を見守っていただくというそういったわがまちの孤立ゼロプロジェクトで、町会単位で実施していただいている事業でございますが、それにつきましては、90団体、前回よりも7団体ふえました。内訳は記載のとおりでございます。実施内容につきましても、ここに記載のとおり、声かけ訪問があったり、それから居場所づくりといったところで、こういった活動をしていただいているという状況でございます。

次ページ以降は、孤立ゼロプロジェクトの推進活動の実施町会・自治会の内訳となっております。

私からは以上でございます。ありがとうございました。

(諏訪部会長)

報告ありがとうございました。

それでは、これまでの報告事項について、ご質問、ご意見ございましたら、お願いします。

(小川委員)

協議会の小川です。

報告の中の事業所の指定取消しについてということで、こうした件がこの場に出てきてしまったのは、非常に残念というふうに考えております。

特に、今回は悪意を持って、特別悪質とい

う事案になったということが、とりわけ残念だなというふうに思いますが、会員間、各事業所の管理、監督というのはできないんですけども、今まで以上に会員間でのつながり、連携に心がけまして、特に我々はやっていいよ、悪いよというのは、事業所ごとに言うわけにはいかないんですけども、会員間で、自助作用を働かせながら、こういった案件が二度と出てこないようにということで、役員、また会員の中で周知をしていきたいというふうに考えております。

おわびということではありませんが、事業者の会としては、こういったことがないように気をつけてまいりたいというふうに思っています。

以上です。

(諏訪部会長)

ありがとうございます。

はい、どうぞ。

(奥野委員)

奥野です。

資料2のところで、介護のしごと相談・面接会の実施及び実施結果についての資料の関係です。

介護関係の人材を集めるのが、非常に大変だということをついつも伺っているわけですけども、その中で、今回のこの資料2によりますと、面接とか、面談、面接者数が160人いて、そのうち後日、再度面接に44人が来られて、しかし、結果として採用されたのは13人でしかない。160名の方が仕事したいと思っていて、実際に成果があったのが13名というのは、かなり比率が低いと思うのですけれども、これは、どういう状況か、もう少し詳しく教えていただけますでしょうか。

(橋本高齢福祉課長)

高齢福祉課長でございます。

少し私のほうでも、その13名につきまして

は、詳細まで捉え切れていない部分がございますので、しっかり把握はしたいと思うんです、一旦44名につきましては、これは延べ人数、166名が延べ人数で、この44名も延べ人数なんです。ただ、この13名については実人数になりますので、その差はまず1つあるということと、あと、やはり今日も私午前中行ってまいりましたけれども、やはり面接に来られている方と、実態のところのやはり少しギャップのようなものというのは、どうしてもあるのかなと思っています。

まず、この13人につきましては、もう少し私も詳細のほう、これから把握していきたいとは思っておりますが、今、わかる範囲では以上でございます。

(奥野委員)

ありがとうございます。

やはり介護の現場で、いいサービスを受けられるということは、いい方が働いてくださっているということが一番重要なことだと思いますので、働きたいと思って、また、いいと思って働いてくださる方をたくさん採用するという方向で、ぜひ進めていただきたいと思います。

以上です。

(諏訪部会長)

そのほかいかがでしょうか。

私のほうからよろしいですか。

資料3は、これは意見というかあれなんですけれども、高齢化率がだんだん伸び率が鈍化するというのはそのとおりなんですけれども、介護給付費とかに大きな影響を与えていくのは、後期高齢者の人口の比率で、恐らくそれはどんどんこれから高まっていくので、ちょっとこういう形だと、ミスリードしかねないということであるので、後期高齢者人口のほうをはっきりとわかるような、65歳でこれをやるのはいいんですけれども、それ

から、やはり給付費の伸びのほうがこれからピークにどんどん、2030年代から40年代に向かって上がっていくのに間違いないので、そちらのほうもよりしっかりわかるような形にすべきかなというふうに思います。これは意見です。

それから、実態調査ですね、資料4についてですけれども、たくさんの調査をおやりになるんだなということ、改めて認識いたしました。

今も人材確保のこと出ておりました。たしか人材確保についてのいろんな問題点も把握されていたような記憶を、ちょっと曖昧なんですけど、あるんですけれども、ぜひ人材の問題については、きちんと課題であるとか、課題はわかっているにしても、実態を把握して、区としても、打てる施策を講じていくということは必要ですので、項目の設計をほぼされているんでしょうけれども、そのあたりは、きちんと怠りないようにしていただきたいというのは、これは要望ということと、それから、資料4については、質問で、介護保険、地域包括ケアのビジョンですね、をつくっていきましましたので、その関係で、何か新しくとるような項目であるとか、指標として重視していくようなことが、ここに盛り込まれているようであれば、ちょっとそのあたりをご説明いただければと思いますが、お願いします。

(千ヶ崎地域包括ケア推進課長)

地域包括ケア推進課長です。

すみません、ビジョンの策定が終わりました、終わりましたというか、ビジョンができて、そのビジョンの中、18の取り組むべき具体的な柱というか項目を出させていただきました。それをはかる指標を今回、設定する中で、今回のこの調査の項目の中にそれを落とし込んで、調べていこうかということ

で、今、進めております。

つまり、これまでの法令計画の中での調べる調査項目に加えて、ビジョンの中で、新たにこういうふうに進めていこうということがはかれる指標をミックスして、これからとっていこうかということです。

(諏訪部会長)

では、詳細は別のそちらを審議するほうでおっしゃっていただければ結構です。それは理解いたしました。ありがとうございます。

よろしいですか。

(白石委員)

いいですか。

(諏訪部会長)

お願いします。

(白石委員)

資料5ですけれども、介護サービス事業所の指定取消しということで、足立区だけでも、少なくとも190万の不正受領があったと、この受領については、足立区はどういう形で対応しているんですか、現在。

(向井介護保険課長)

介護保険課長です。

これにつきましては、全額返還をさせるところでございます。

(白石委員)

全額返還してもらったということで、東京都の分もかな。

(向井介護保険課長)

これは、足立区の分になります。

(白石委員)

東京都の分はわからない、調査していないということね。

(向井介護保険課長)

こちらのほうで、指定取消しが足立区の権限として行った範囲でのものがございますので、足立区でそのかかっているお金というのは、過去5年分までさかのぼっていますの

で、東京都の権限があったときにせよ、保険者である足立区として、この事業者に対して支出しているといいますか、かかっていたお金の中で返すべき部分については、精査した上で、範囲は監査に入った以降ではなくて、その前とか、どうしても期間が限られてございますが、足立区に当然返していただく、足立区からの支出の分については、この金額ということでございます。

(白石委員)

縦割りの行政だから仕方ない部分があるんだろけれども、東京都が取り消しの権限があったときについて、足立区は権限が及ばないから知りませんよという、わかりませんよということでは、ある意味で、ここは、これはある意味でという、これ税金使っているわけですから、区民に説明するときに、足立区分だけは取り戻しましたよと、東京都については、私たち知りませんよとは、それは区民に対して説明できないですよ。

しっかり、これは少なくとも東京都の分については幾ら、東京都の分については、都がこれだけ返金してもらっているということについて、調べておいてくださいよ。今答えられないでしょうからね、調べて、ご報告いただければありがたいと思う。

こういうことがあったときに、とかく行政というのは、出しちゃった金、戻さない、戻してもらわないんですよ、時効が来たから、もうしようがないよとか。これは、公的なお金ですから、例えば時効が5年だとすれば、もうちょっと非常にやばい状況になりつつあるわけだから。だから、それについては、できるだけ早く調べて、実際に業者は、事業者は足立区にあったんですから、区民にちゃんと説明ができるようにしていただきたいというふうに思います。

(諏訪部会長)



そのほかございますか。

(にたない委員)

にたないと申します。

関連で、資料5番、ケアコネクトについてなんですけれども、東京都でも同じように実地指導というのは行われていたものなんでしょうか。それとも、この足立区が行ったのが初めてなんでしょうか。

(向井介護保険課長)

介護保険課長でございます。

今の点につきましては、東京都も当然権限持っていますので、場合によっては指導に入ることがございますが、何分、東京都が管轄を持っているというときは、23区だけではなく市区町村もあつたりするので、全て網羅的にというわけにはいかないのかもしれませんが、この事業者に関しましては、私どものほうで、東京都から移管される以前に5年間、そのいわゆる帳簿とか書類を残しておくのが5年ですので、その残っている5年間については、全て私どもが、しっかりと調査したところでございます。

(にたない委員)

次、よろしいですか。

その、今回の不正といいますか、こういった隠そうというところが見つかったというのは、実地指導をする上で、そういった隠すということがあらかじめ疑って、疑うといいますか、そういった部分可能性があるということで、実地指導していたのか、要は、この問題がたまたま発見されたのか、あくまでその実地指導の要項の中で、そういったものがしっかりと発見できるような形になっていたのか、その点について教えていただけますでしょうか。

(向井介護保険課長)

この点につきましては、通常の実地指導ですと、帳簿とかそういったものを見て、合わ

なかったときとか書類がないときに、これどうしたのという話で始まるわけでございますが、この事業者に関しましては、もちろんそういった書類の整合性が合わなかった上に、利用者のほうから、本来その事業者が義務としてやらなければいけない介護サービス、そのモニタリングといいますか、ケアプランについてのきちんとしたモニタリングを、どうもこの事業者が来てくれない、話を聞いてもちゃんとしてくれないという、そういうご相談もありましたので、そういった両面から細かく見ていったところで、どうも一度見させてもらった書類が、次のときにはないとかあるとか、だんだんぐずぐずになっていたところで、より最後は監査という、より強い権限の中で調べていって、わかったというところでございます。

これが、先ほどお話ししましたように、通常の実地指導の中では、別に性悪説で見ているわけではございませんで、おかしなところは、当然目を皿にして見ますけれども、意図的になると、なかなか厳しい部分もあるのかなと考えてございます。

(にたない委員)

ありがとうございます。

(諏訪部会長)

よろしいですか。

そのほかございますか。

はい、どうぞ。

(岡安委員)

岡安でございます。

この資料4、あるいは6なんかにもかかわってくる話なんですけど、こういう調査案件なんですけれども、高齢者はともかくとして、事業所ですとか障がい者の保護者ですとか、これだけICT利活用が叫ばれて、そういう自治体、先進自治体がLINEまで利用して、いろいろな調査をしている段階で、相変

わらず紙ベースで郵送、回収をしている。そして、回収できないところは、なかなか回収率が上がらないというところでの、調査率70%というような、例えばですけれども、結果が出るんですが。ウェブであれば、再度その後どうですかという呼びかけもできて、回答するほうも、簡単に回答することができるという、全体の、庁舎全体のICT利活用推進計画がどうなっているかというのは、また部署が違う話かもしれませんが、ちょっと何年たっても同じようなこのやり方でいいのかどうか、やはり、今申し上げましたとおり、もうウェブの時代というのも、特に若い世代には浸透してきていますので、あるいは会社、事業所には浸透してきていますので、そういった方法も、今後考えていく必要があると思うんですけれども、いかがでしょうか。

(向井介護保険課長)

介護保険課長からお答えさせていただきます。

今、委員がおっしゃられたように、調査の方法、そういった最新のICTとかというのを使って分析というのは、当然これから考えなければならないことだと思います。

ただ、高齢者実態調査等に限りましては、もともとの質問、特にニーズ調査等は、国で決められた枠組みの中でやるということもございます。それから、対象がどうしても、事業所はともかくとして、人はお年寄りが多いので、なかなかその辺がしっかりと、その杞憂といいますか、そういったものも含めて、国の方向性、他の市区町村が一番合理的に、本当の実態がわかるような調査方法をこれからも探していく過程かと思いますが、今回はこのような形でやらせていただく予定でございます。

(岡安委員)

ちょっと今後は、全庁的にこういう福祉・

介護分野に限らず推進していくように。高齢者に関しては、切り離してもいいと思うんです。事業所、あるいは障がい者関係、そういうところはウェブ、あるいは今申し上げたLINE。まだLINEが立ち上がっていないんですね、たしか足立区は。アカウントがないと思うんですけれども。今後ともそういうのもしっかりと所管、横串で連携しながら進めていってほしいなと思いますので、これは要望です。よろしく願いいたします。

(諏訪部会長)

その他いかがでしょうか。

(細井委員)

高齢者在宅サービスセンターの細井です。

資料の5番のところ、実際のこの居宅支援事業所の取り消しということとちょっとあれかもしれないんですが、確かこの事業所、居宅介護支援事業所のほかに訪問介護事業所も確かやっているはずなんです。

恐らく指定権限については、訪問介護事業所ですから、東京都にあるということで、先ほどいろいろ居宅支援事業所の取り消し理由というところでお話しあったかと思うんですが、ご存じかと思いますが、介護保険制度の大改革が行われたあのコムスン問題ですね、連座制という、これは不正行為でも組織的関与があれば、連座制が適用されて、保険者のほうで指定の更新が行われなくなるとなると、例えば東京都が今それを更新をさせないとなったときに、足立区にある訪問介護事業所自体が、運営をできなくなる可能性があるんじゃないかというふうに思うんです。

こうなったときに、そこにいる事業者さんにサービスをお願いしている高齢者の方々が、今度またどこかを探さなくちゃいけないという、そういった問題も今後、訴えがあるんだと思うんですが、そういったところにつ

いて、足立区さんのほうでは、どのように考えていらっしゃるのか、お伺いできればと思います。

(諏訪部会長)

いかがでしょうか。

(向井介護保険課長)

介護保険課長からお答えさせていただきます。

今、委員のお話がございましたように、今回、居宅介護支援事業で取り消しになりましたが、訪問介護事業所も併設はしてございます。ただ、それもお話がございましたように、今回の処分を受けて、欠格事由に該当することになりますので、訪問介護事業所につきましても、次回の更新はできなくなると。そうすると、そこでサービス受けていた方の受け皿というのは、今回の取り消しのときと同じように、どういった形で引き続ききちんとサービス受けられるかというのは、私どもも頭の中に入れておきたいと思えます。

ただ、こういったことのあった事業者ですので、実際には同じところということで、それほど恩恵、サービスを受けている方はいらっしゃらないというふうには聞いてございます。

(諏訪部会長)

よろしいですか。

(細井委員)

はい、ありがとうございます。

(浅子委員)

区議会議員の浅子です。

1点は要望なんですけれども、先ほども会長がお話をされましたけれども、高齢者の実態調査、8期に向けての実態調査なんです。私もやはり人材確保というのは、非常にこれから、今も大きな課題だと思っております。そして、できれば事業所で働いている方々のやはり声を実態として聞けるような、

何かやっていただければということと、あと、やはり高齢者の老老介護とか、あと介護離職とかということが、大きな問題になりましたけれども、やはり家族の方の声もしっかりと実態を聞いていただきたいというふうに思っているんです。

この中で、それに該当するものは、あるならばあれですけれども、ぜひそういう声も8期をつくるときには、聞いていただいて、それを反映できるような内容にさせていただきたいというふうに思います。

それから、あと、障がい者の第6期の計画で、障がい福祉分野として、初めて実態調査を行うということで、本当にすばらしいことだなというふうに思うんですけれども、これ、調査対象3,000人ということですが、これは最初で、これから引き続きやっていただけるんだと思うんですけれども、この3,000人というのは、どのようなことで3,000人という人数が出されたのかということ、お聞きしたいと思います。

(小山障がい福祉課長)

障がい福祉課長です。

今のご質問のほう、お答え申し上げます。

まず、3,000の根拠ですけれども、障がい者の手帳、こちら身体、知的、精神ございますけれども、こちらの所持者が足立区内には約30,000人ほどいらっしゃいます。その1割ということで3,000ということで想定してございます。

あと、回収率のほうがおおよそ大体4割前後というところを想定してございまして、そうすると、トータル1,000ぐらいのご回答いただけるかなと思ってございます。1,000ぐらいであれば、こういった実態調査のほうの報告をつくる上で、一応有効の母数になるといったところ、いろいろその他のところを確認させていただいた上で、3,000人という

ことを調査対象とさせていただいているところでございます。

(浅子委員)

この中でも、いろんな障がいの方がいらっしゃるんですけども、この間、ちょっと医療的ケア児の問題が取り上げられて、協議会がつくられていますよね。そこの関係というのは変ですけども、そこの方々の声とか意見なんかもどちらかの、何らかの形で反映をしていくという、そういう形をとっていくわけですよ。

(小山障がい福祉課長)

障がい福祉課長です。

医療的ケア児の協議会との直接の関係性といった意味では、この実態調査のほうはございません。ただ、協議会のほうにご参加いただいているメンバーの皆様には、今日も会長とかもおいでになった肢体不自由会の人、特にご参加いただいていますので、また、学校と、こういう支援学校とか、また、訪問看護ステーションさまざまのところ、おいでいただいていますので、そういったところともご相談しながら、この3,000名の調査対象の中に、どうやって加えさせていただくかというところはやり取りさせていただいて、そういった医療的ケア児の親御さん等のお話も、ちゃんと回答として、集約できるように努めてみたいと考えております。

(浅子委員)

よろしくをお願いします。

あと、最後ですけども、介護のしごと相談・面談会で、以前、これの前には、報告がありましたけれども、いろいろなお話があったときに、参加事業者、これ抽選でなんかしているというようなお話が一言あったんですけども、実際に今回は、この居宅系事業者と施設系事業者と、合わせて27社、実施しておりますが、本来もっと自分も、自分の事

業者もこの面談会に参加したいというところはあったんですか。

(橋本高齢福祉課長)

高齢福祉課長でございます。

居宅系事業者につきましては、介護の事業者連絡会という、今日、小川会長さんいらっしゃっていますけれども、そこと調整させていただいて、決めさせていただいています。その数をもって、施設のほうにつきましては、区のほうから応募をさせていただいて、希望されているところを選んでいくという形になってございます。

(浅子委員)

それが、そのどこの事業者も、人材はやっぱりいろんな機会を持って生み出すことができるといふふうに思っているかと思うんですけども、前회가、何かその中のちょっと質問、お話ししたのは、何か場所の確保の問題もあるというお話をされていたのかなというふうに思うんですけども、そういう問題があるのでしょうか。

(橋本高齢福祉課長)

高齢福祉課長です。

場所の確保というか、スペースの広さの関係もありますので、数多く入れる場所というのは、当然限られていますし、今日、行いましたシアター1010につきましても、どうしてもスペースの広さの関係がございまして、やはり入れる事業者の数というのは限られているというのは、前回、申し伝えさせていただいたところです。

(諏訪部会長)

それでよろしいでしょうか。

よろしいですか。

はい、どうぞ。

(白石委員)

孤立ゼロプロジェクトチームのことでお伺いしたいんですが、私も町会長やっている

もんですから、うちの町会で調べさせていた  
だきました。そこで、ちょっと調べた人たち  
から異論が出たのは、孤立する可能性、危険  
性のある所帯があっても、調べに行った人は  
一切口外しちゃいけないと。絶対誰にも言う  
など。調べる、調査に行った人の町会の役員  
同士も、絶対に言っちゃいけないと。

全体的には、私は名簿もらっているんです  
よ。でも、名簿もらっているんだけど、  
これは班に絶対に知らせちゃいけないとい  
うんですよね。ということになると、よくい  
ろんな町会の会合なんかでは、大災害起こ  
ったときには、頼りになるのは地域の人なん  
だから、町会の皆さん助けてやってくださ  
いよねって、こう言われるんですよ。誰を  
助けに行くのか、誰もわからない。私だけ  
わかっていても、私がもしも被害者になっ  
てしまったら、もう私の名簿は誰も持っ  
ていないわけですから。

これは、何回も役所側に言っているだけ  
れども、その孤立のおそれのある高齢者が  
誰と誰なんだかというそうした名簿を、ど  
こまで所有しているのか。個人情報に関係  
があったり、また、詐欺電話がかかってき  
たりということで、確かに難しいことはわ  
かるんですよ。わかるけれども、一人しか  
知らないということでは、これではとて  
もとても、地域の皆さん方に話ができな  
い。

だから、役所のほうで、どの程度まで、  
例えば町会だったら、会長、副会長まで  
はいいですよと、そういうような範囲を  
特定してもらわないと、持っている名簿  
が全然生きないんですよ。全然生きない。

包括支援センターの人たちもわかっ  
ているわけですけども、包括支援セン  
ターの職員というのは、ほんのわず  
かしかいませんから。東京都全域  
ですよ、うちの足立区全域で  
大災害が起こったときに、あの人  
たちに対応

してくれなんて言ったら、無理なん  
です。やはり、現実にその社会に住  
んでいる、その地域に住んでいる  
のは、私たち町会が一番力ある  
んですよ。

ところが、もう町会に入っていない  
人も5割いますから、そういう意味  
でいうと、町会に入っていない人  
たちで、孤立になりそうな人とい  
うのは、私以外に誰も知らない。  
町会長以外には、誰も知らない、  
そういう現実では、非常に足立区  
の言っていることとやることは違  
うんじゃないのかと、というふうな  
意見が、調査に行った人たちの中  
からも、たくさん出るんです。これ  
については、何回か指摘したん  
ですが、何か検討したことある？

(島田絆づくり担当課長)

絆づくり担当課長、島田です。

今、大変ありがたいご意見いただ  
いたところでございます。

まずは、調査に行っていておしま  
して、そのときは、御存じのとおり  
、サインをさせていただいて、守  
秘義務がありますということで、  
調査はさせていただきます。その  
後、フォローという形で、例えば  
きょうも夜千住のほうの町会に  
行って、こういった調査をしたよ  
と、こういう方がいたよという  
ことを情報共有させていただく  
ということがあります。調査とし  
てはそれで終了するんですが、  
今、大事なところで、白石委員  
おっしゃっていただいたように  
、じゃ、その心配な方がいた  
じゃないかと。じゃ、あの人を  
どうやって、いざというときに  
救おうかというところなんです  
ね。それが一番大事な話で。

ただ、今、委員がおっしゃった  
名簿という形で残すとなると、  
ちょっとなかなか難しいところ  
があるかもしれないんですが、  
私ども今進めております、わが  
まちの孤立ゼロという形で、  
要は顔をつないでいただいた  
ことになりますので、あそこ  
のおばあちゃ

ん、おじいちゃん、そういうときにはあそこ行こうねという認識をしていただくということなんですね。

ですから、名簿というとなかなかた苦しい、情報が云々ということになるんですが、町会で、例えば多分委員のところも、班単位で行動されていると思うんですけども、その班単位で認識していただくとということが、今、わがまちの孤立ゼロプロジェクトという形で、認識していただけるような、そういった杓子定規に名簿というふうにはならないんですが、認識というところの中で、お互いに見守っていただいているという、そういうような流れに今なっているということでございます。

(白石委員)

今、町会の班単位という話が出て、確かに町会に入っている人たちは、例えばうちの町会でも、9月15日前後に敬老祝い金というのは、必ず持っていくんですよ。75歳以上の人たちには、敬老祝い金だとか祝い品ですね、持っていくわけですから、町会に入っている人は、ある意味ではわかるんです。ところが、町会の組織率が5割ぎりぎりということで、半分は町会員じゃないんですね。その人たちについては、それは1回は調査に行きました。今度の2回目やりますといえばやって、2回は調査行った。それ以降は全然おつき合いないわけですよ、町会員じゃないんですから。そうなると、結局はわからなくなってしまうと。

この辺のところを、調査することが目的じゃないわけですから、孤立させないということが目的である以上、ある程度の情報は共有していただかないと、町会としては、何のための調査だったのと。随分時間かけて調査したわけですから、それが何のための調査だったか、非常にわかりにくいと。

区役所が調査しろと言うだけで、来て、最終的な会合来ましたよ、課長が。最終的な会合は来ましたけれども、この情報を共有してもらっちゃ困るんだと言うんだから。会合に来て。そうすると、なんのための調査だったんですかというのが、非常にわかりにくいと。

だから、今ここで何か答えを出せと言うんじゃないんですよ。情報を共有できる範囲というのは、どの辺までなんだろう。その辺はある程度はっきりしてくれないと、いや、町会長だけですよと言われたから、それはそれでしようがないんですが、それはそれとして、やはり不満が出ている、調査に行く人たちの中に。だから、それはうまくやらないと、変則をして頼むことできませんから。町会長という立場で頼むわけですから、役所からこう言われたから、やってくれよということで頼むんだけど、これ、継続してずっとやっていくということが、非常に難しいですよ。

その辺のところは、よくご理解をいただいて、これだけは情報を共有していいよ。この情報は共有していいよというぐらいの、町会員全員に教えるなんて気は、そんな気は全然ないですから。だから、ただ、範囲はある程度確定してもらえないと、調査そのものも進められないし、何かあったときに、要援護者といって助けることもできない。そういうことだから、調査目的じゃ絶対ないんですから。そういう点は、しっかり考えていただきたい。早目に結論出してくださいよ。次の調査やりにくいから。

(諏訪部会長)

今みたいな問題は、情報の共有なのか、名簿の共有なのか、論点がきちんと整理されないままやっちゃいけないということだけが、地域に伝わっているということですから、き

ちんとその辺のガイドラインは示した上で、担当課長の説明を聞いていると、情報の共有はできそうな感じはするんですけども、そのあたりのことを、ただ現場の人は非常に出しちゃいけないという、委縮してもうこれ以上進めないというふうになるので、そういう点なんかをやっぱり地域包括ケアシステムつくるにはどうしたらいいかという問題として、ちゃんとこうすればいいという話を潰していかないと、一步も本当に調査やっただけというふうになるので、そこはぜひきちんと考えていただいて、皆さんにこれだったらできると、いいんだねという、安心してできることをしていかないと、進まないかなというふうに聞いていて思いました。

そのほかいかがでしょうか。

(中村(輝)委員)

今の関連でいいですか。

(諏訪部会長)

はい、どうぞ。

(中村(輝)委員)

よろしければ。

この前の19号の台風、それで避難所を開設しましたよね。その件で、私のところ、避難所開設した委員から、1通来ているんですよ。この中にも、今関連することがあるんですよ。

一番の問題は、個人情報と理由に情報開示を拒否されたと、こう書いてあるんですよ、これ。こういうことで、何か機会があったら言ってくれないかって言われて、来たんですよ。

19号、決壊しなかったからいいですよ。決壊したときに、情報開示はできません云々なんて言っている場合じゃないでしょう。命が一番大事なんだから。だから、情報公開が、情報共有しないと意味ない。さっき白石委員も言いましたけれども、私も老人クラブやっ

ていますよ。老人クラブの中の人たちはわかります。入っていない人はわからない。正直言って。でも、この人たちを、入っていないからだめだよなって、断れないでしょう。特にこの台風19号、緊急の場合に、情報開示はできませんなんて言っているときじゃないと思うんですよ、本当。

これをもらって、申しわけないって、私が謝る必要ないんだけど、謝ったんですよ。こういうこともあるから、情報共有ということが大事なんじゃないかと思うんです。

以上です。

(諏訪部会長)

ありがとうございます。

これは、多分災害時の名簿なので。

(中村(輝)委員)

直接関係なかったんだけど、言うのお終いにします。

(諏訪部会長)

この災害時の名簿こそ、緊急時出していいはずなので、それはそういう区としての議論がされていないということですね。というふうに思います。ありがとうございます。

そのほかはよろしいでしょうか。

ありがとうございました。

それでは、以上で議事を終了したいと思います。活発にご議論いただき、ありがとうございました。

最後に、事務局から、連絡をお願いします。

(事務局)

本日はお忙しい中、委員の皆様には長時間にわたりご審議をいただき、ありがとうございました。

今後の予定ですが、12月26日木曜日に、地域保健福祉推進協議会、2月4日火曜日に第3回介護保険・障がい福祉専門部会の開催を予定しております。

それでは、本日の専門部会、終了させてい

ただきます。ありがとうございました。